

新製品デザイン開発研究会規約

(名称)

第1条 本研究会は、新製品デザイン開発研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、新技術及び新製品の開発、生産性の向上、人材の育成、情報の提供・交換等を行い、もって企業の技術力の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) パッケージデザインについての研究課題に関する事業
- (2) パッケージデザインについての技術情報の提供・交換に関する事業
- (3) 本研究会参加企業の連携・交流に関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本研究会は、第2条に掲げる目的に賛同する企業をもって構成する。

(研究会)

第5条 本研究会は、事務局が招集する。

- 2 研究会は、別に定める計画により開催する。
- 3 研究会の開催は、構成会員の状況を勘案して、随時調整し決定する。
- 4 研究会の事業は、出席会員の過半数を持って議決し、可否同数の場合は、事務局の決するところとする。

(事務局)

第6条 本研究会の事務局は、財団法人広島市産業振興センターデザイン開発室に置く。

(協力事項)

第7条 本研究会の会員は、次に掲げる事項について研究会に協力するものとする。
ただし、会員企業の秘密に関する事項は、別途事務局と協議する。

- (1) 研究会の開催に必要な資料の作成
- (2) 研究会の成果に関する資料の作成
- (3) 事業報告会等における報告及びそれに伴う資料の作成

(守秘義務)

第8条 本研究会の会員は、本研究会で知り得た他会員企業の秘密を厳守しなければならない。

特に、個人情報については考慮するものとする。

(アドバイザー)

第9条 本研究会は、必要に応じアドバイザーを置き、助言及び指導を求めることができる。

(知的所有権)

第10条 本研究会の活動に基づいて発生する知的所有権の帰属は、別途協議する。

(事業年度)

第11条 本研究会の事業年度は、平成21年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項が生じた場合は、随時協議する。

附 則

この規約は、研究会において規約が承認された日から施行する。